

収支報告書の提出等について

1 出納責任者の選任 (法 180①)

候補者は選挙運動に関する収入及び支出の責任者 1 人を選任しなければならない。

2 支出金額の最高額の決定等 (法 180①)

出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額を定め、出納責任者とともに、これに署名押印しなければならない。

また、選挙運動費用は法定制限額（法 194 条）を超えることはできない。

※ 支出金額の制限額は、告示日に町選挙管理委員会で告示する。（法第 196）

支出金額の制限額 = (10月18日現在の選挙人名簿登録者数 ÷ 議員定数14人) × 1,120円 + 90万 (※100円未満の端数は100円に切り上げ)

※ 出納責任者が、支出金額の制限額を超えて支出した場合には罰せられ、連座制により当選人の当選は無効となる。（法 247、法 251 条の 2③）

3 出納責任者の職務

(1) 会計帳簿を作成して備え付け、収入及び支出に関する事項を記載しなければならない。 (法 185)

(2) 立候補準備のために要した支出は、支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければならない。 (法 187②)

(3) 出納責任者以外の者で寄附を受けたものは、明細書を出納責任者に提出しなければならない。 (法 186)

(4) 選挙運動に関するすべての支出について領収書又はその他の支出を証明する書面を徴収しなければならない。 (法 188)

(5) 候補者の選挙運動に関してなされた寄附、その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を、町選挙管理委員会に提出しなければならない。 (法 189)

4 収支報告書

出納責任者は選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入、寄付者氏名、住所、職業、寄附金額、寄附年月日、並びにすべての支出について支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額及び年月日を記載した報告書を領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して提出する。 (法 189)

○収入の部 寄附・その他の収入

○支出の部

(1) 人件費	(6) 広告費
(2) 家屋費	(7) 文具費
(イ 選挙事務所費・ロ 集合会場費)	(8) 食糧費
(3) 通信費	(9) 休泊費
(4) 交通費	(10) 雑費
(5) 印刷費	

以上の区分は公職選挙法施行規則別記第30号様式に定める会計帳簿の区分による。

なお、公費負担により作成されたものについても支出に含める。

○領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

※ 収支報告書作成上の留意事項

- ① 収支報告書の記載順序は、収入・支出とも年月日順とすること。
- ② 労務、選挙運動等の無償提供についても収支報告書の収入欄、支出欄にそれぞれ記載し併せて領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書にも記載すること。
- ③ 添付する領収書は、選挙運動に関するものであり、候補者又は選挙事務所あてのものとする。
- ④ 領収書のコピーについては、候補者名及び金額が鮮明になるよう、特に留意すること。
- ⑤ 寄附金については、政治資金規正法により寄附できる者及び寄附金額の制限があるので十分注意をすること。

個人：総枠制限として年間 1, 000 万円 個別制限として公職の候補者 1 人当たり 150 万円 会社、労働組合等については禁止されている 政治団体の行う寄附については制限はない
--

- ⑥ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出は、選挙運動費用に算入されないため、収支報告書への記載は不要である。

5 提出期限等 (法189①)

(1) 次の期間における寄附その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、選挙期日から15日以内(11月8日まで)に提出しなければならない。

- ① 選挙期日の告示の前日まで
- ② 選挙期日の告示の日から選挙期日まで
- ③ 選挙期日経過後

(2) (1)の届出後になされた寄附その他の収入及び支出については、その寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内(支出等がなされた日の翌日から起算)に提出しなければならない。

(3) 提出しないとき又は虚偽の記入をしたときは、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられる。(法246)

(4) 提出先は、身延町選挙管理委員会です。

6 会計書類の保存 (法191)

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を報告書提出の日から3年間保存する義務がある。

※ 収支報告書を受理した町選挙管理委員会は、報告書の要旨を公表し、受理した日から3年間保存し、この間だれでも閲覧することができる。(法192)

選挙運動費用収支報告書

— 記載例 —

- 1 令和**3**年**10**月**24**日執行 **身延町議会議員一般** 選挙
 2 公職の候補者 住所 **山梨県南巨摩郡身延町〇〇 〇〇番地**
 氏名 **身延太郎**
 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで (第1回分) (以上表紙)
 4 収入の部
 (寄附、自己資金、借入金等)

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
〇月 〇日	70,000 円	寄 附	身延町〇〇//番	〇 × △ 郎	会社役員		
〇月 〇日	1,200,000	その他の収入					借入金
〇月 〇日	50,000	寄 附	身延町〇× //番地	△ △ □ 〇	不動産業		
〇月 〇日	50,000	"	山梨県□△市〇△ //番地	〇〇党 〇〇支部	政党		公認料
〇月 〇日	20,000	"	身延町〇× //番地	〇 × △ 三	会社員	事務所無料借上10日間50㎡1室	
〇月 〇日	30,000	"					1万円以下の寄附3件
〇月 〇日	40,000	"	東京都千代田区〇〇2-1-1	△ 〇 □ 男	会社員		金銭の供与の納家〇年〇月〇日履行
〇月 〇日	20,000	"	山梨県〇×市〇□ 1-4-7	△ △ 〇 雄	会社員	無償労務従事〇月〇日~×月〇日〇日間	
////////////////////////////////////							
計	寄 附	280,000					
	その他の収入	1,200,000					
	計	1,480,000					
前回計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総額	寄 附	280,000					
	その他の収入	1,200,000					
	計	1,480,000					

- ※ 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに、各収入日における合計額を一欄に記載すること(寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて記載して差し支えないこと)。
- ※ 「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記すること。
- ※ 物品や財産価値のあるものの收受については、時価に見積もった金額を寄附されたものとして計上し、その見積りの根拠を記載すること。
- ※ 企業、労働組合等の候補者に対する寄附は禁止されているので、留意すること。
- ※ 公職の候補者等の選挙区内にある者に対する寄附は禁止されているので、留意すること。

5 支出の部

科目 (1) 人件費 (選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上運動員に対する報酬)

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月 ○日	90,000円	選挙運動	報酬	身延町○× //番地	○ ○ △ 子	会社員		○月○日~×月○日まで○日間
○月 ○日	50,000	"	労務者報酬	身延町○× //番地	△ □ ○ 夫	"	無償労務従事 ○月○日~×月○日○日間	

※ 選挙運動のために使用する事務員（選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者）、専ら車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び労務者に対して報酬を支払うことができるが、労務者以外の者については、その者を使用する前に文書で、選挙管理委員会に届け出なければ報酬を支払うことができないので、留意すること。

※ 備考欄に、報酬支払いの根拠となる期間を記載すること。

※ 労務者等が報酬を辞退した場合も、支出として計上しなければならない（収入にも寄附として計上しなければならない）ので留意すること。

科目 (2) 家屋費 (イ) 選挙事務所費 (選挙事務所の借上料、机等備品の借上料、事務所の電話架設費)

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月 ○日	20,000円	立候補準備	事務所借上料	身延町○× //番地	○ × ○ 造	商業	無料借上○日間50㎡1室	
○月 ○日	70,000円	選挙運動	事務所借上料	身延町○× //番地	○ × ○ 造	商業		○月○日~×月○日まで○日間

※ 選挙事務所の借上料が無償の場合も、時価で見積もった金額を支出として計上する（収入にも寄附として計上する）こと。

※ 以下の科目については、区分欄に「立候補準備」または「選挙運動」の別を記載すること。

科目 (2) 家屋費 (ロ) 集合会場費 (個人演説会場の借上料、個人演説会場における備品の借上料等)

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月 ○日	15,000円	選挙運動	演説会場費	身延町○× //番地	○ ○ 会館			
○月 ○日	5,000円	選挙運動	演説会場費	身延町○× //番地	○ ○ 会館			

※ 公営施設で個人演説会を開催する場合、「暖房の設備」は候補者が行う（候補者が支払う）こととなるので、その費用についても計上すること。

科目 (3) 通信費 (電報、電話、葉書、封書等に要した経費)

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月 ○日	16,250円	選挙運動	電話代	山梨県○△町○×//番地	日本電信電話(株)			

- ※ 電報、葉書、封書は、事務連絡用のものに限り許されるものであるので留意すること。
- ※ 電話機の借上料はこの科目に計上 (電話架設費用は選挙事務所費に計上) すること。
- ※ 選挙運動用葉書の郵送料は無料であるため、計上されないものであること。
- ※ 電話代の支払は、通常の方法による請求では収支報告書提出期限に間に合わないので、選挙期日後速やかにNTTに照会し対処されたいこと。

科目 (4) 交通費 (運動員・事務員の実費弁償等)

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月 ○日	7,550円	選挙運動	電車賃	山梨県△△市××4-6-7	○ ○ △ 子	会社員		○月○日~×月○日までの ○回

- ※ 候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされないので留意すること。
- ※ 選挙運動用自動車を使用するために要した経費 (借上料、燃料代、運転手の報酬など) は、選挙運動費用とみなされないので計上しないこと。

科目 (5) 印刷費 (選挙運動用ポスター・葉書の印刷費)

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月 ○日	347,700円	選挙運動	ポスター印刷代	身延町○× //番地	○ ○ フリント			公費負担分 347,700円を含む

- ※ 選挙運動用ポスターの作成費については、公費負担される場合も計上しなければならない (この場合備考欄に公費負担分○○○円を含むと記載すること) ので留意すること。
- ※ ポスター作成費について選挙期日前に業者に支払いを求められた場合は、預金処理を依頼し (預書を徴し)、選挙期日後公費負担されることとなった場合には、公費負担金額の返還を受けるようされたいこと (ポスター作成費が公費負担限度額を超える場合は限度額を超える金額の領収書を徴すこと)。

科目 (6) 広告費 (立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声器等に要した経費)

月	日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月	○日	157,500円	選挙運動	選挙事務所看板代	山梨県○○市□□4-7-2	○○看板店			
○月	○日	189,000円	"	自動車取付用看板代	"	"			

※ 自動車取付用看板等に要した経費は、「選挙運動用自動車を使用するために要した経費」とは認められず、選挙運動費用に計上しなければならないので留意すること。

科目 (7) 文具費 (紙、筆記具その他選挙事務所において使用した消耗品等に要した経費)

月	日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月	○日	15,000円	選挙運動	紙代	身延町○× //番地	○○商店			

科目 (8) 食糧費 (湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子、選挙運動員・労務者に対する弁当代、選挙運動員に対する実費弁償に要した経費)

月	日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月	○日	30,000円	選挙運動	弁当代	身延町○× //番地	○○食堂			○月○日弁当代

※ 食糧費については、候補者の手引き資料②及び資料③に十分留意の上支出すること。

科目 (9) 休泊費 (休泊及び宿泊に要した経費)

月	日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
					住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月	○日	円	選挙運動	宿泊代					

科目 (10) 雑費 (ガス代・電気代・水道代等の光熱水費等)

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
○月 ○日	15,000円	選挙運動	水道代	身延町○× //番地	身延町役場			

参考	
----	--

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年10月○○日

出納責任者 住所 山梨県南巨摩郡身延町○△//番地

氏名 身 延 太 郎 印

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を 徴し難かった事情
令和〇〇年〇月〇日	110,000円	立候補準備	事務所借上料	事務所の無償提供のため
令和〇〇年〇月〇日	50,000	選挙運動	報酬	労務の無償提供のため
令和〇〇年〇月〇日	8,500	選挙運動	電車賃	領収書の発行をしないため

- 1 令和**3**年**10**月**24**日執行 **身延町議会議員一般** 選挙
- 2 公職の候補者 住所 **山梨県南巨摩郡身延町〇〇//番地**
氏名 **身 延 太 郎**
- 3 出納責任者 住所 **山梨県〇△一丁目2番3号**
氏名 **〇 〇 次 郎**

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

収支報告書 Q & A

Q	A
Q 1 自己の預金を引き出し又は他人から借金して、これを選挙運動費用にあてた場合は収入となるか。	A 1 選挙運動に関する収入となる。
Q 2 陣中見舞として受け取った金銭は寄附として取り扱うべきか。	A 2 寄附として取り扱わなければならない。
Q 3 候補者が選挙運動に行った先で、有志の家に無料で宿泊した場合の取扱いはどうか。	A 3 その宿泊料を時価に見積もった額の寄附（収入）であり、かつ、同額の支出となる。
Q 4 労務の無償提供は、寄附と認められるか。また、報酬の辞退があった場合はどうか。	A 4 寄附と認められ、かつ、支出となる。
Q 5 選挙運動員が実費弁償を受けない場合、実費弁償に相当する費用は、これを支出とすべきか。	A 5 支出となり、かつ、寄附として取り扱わなければならない。
Q 6 応援弁士に対して支払う実費弁償は、支出に加算すべきか。出納責任者に対して支払う実費弁償についてはどうか。	A 6 いずれも支出に加算しなければならない。
Q 7 候補者が乗用するために使用したハイヤー代等は、選挙運動に関する支出金額として算入されるか。	A 7 算入されない。
Q 8 確認団体が所属候補者の選挙運動のための演説をした場合は、これに要した費用の全部又は一部は、当該候補者の負担として支出金額に算入されるか。	A 8 支出として計上することを要しない。
Q 9 供託金は、選挙運動費用に算入されるか。	A 9 算入されない。
Q 10 政党が候補者に与える公認料は、寄附か。	A 10 寄附と認められる。
Q 11 選挙運動用葉書として私製葉書を使用する場合、その作成費は支出として計上すべきか。	A 11 支出として計上すべきである。

Q	A
Q12 選挙運動用ポスターの作成費は、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければならないか。	A12 公費負担される場合であっても、算入しなければならない。(収入には計上しない。)
Q13 出納責任者は、その選任、異動、職務代行の開始があった場合、選挙管理委員会に対する届出書類を提出する前に選挙運動のための支出をし、又は寄附を受けることができるか。	A13 できない。
Q14 上記の届出をする前に出納責任者以外の者、例えば、候補者又は推薦届出者が寄附を受けることは差し支えないか。	A14 差し支えない。この場合は、寄附を受けた日から7日以内に(出納責任者の請求があるときは、直ちに)寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。
Q15 候補者は、選挙区内の他の選挙の候補者に選挙献金することができるか。	A15 寄附になり、罰則をもって禁止される。
Q16 街頭演説に行くために運動員が乗った自動車(選挙運動用自動車である場合を除く。)にたまたま候補者が乗った場合は、その費用は選挙運動費用に算入されるか。	A16 候補者が乗用する車ではないから、算入される。
Q17 選挙運動用自動車の使用に要した支出は、選挙運動費用に算入しなければならないか。	A17 公費負担の有無にかかわらず、選挙運動費用に算入する必要はない。
Q18 収支報告書の提出義務を負うのは誰か。	A18 出納責任者である。
Q19 故意に支出の一部を収支報告書から除外して報告した場合はどうなるか。	A19 処罰される(3年以下の禁錮または50万円以下の罰金)。公職選挙法第246条第5号の2
Q20 収支報告書末尾に参考欄が設けられたが、この欄には何を記載するのか。	A20 選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの)その他参考となる事項を記載することができる。

Q	A
<p>Q21 選挙運動のために要した支出のうち、消費税分は「国又は地方公共団体の租税」に該当し、選挙運動に関する支出でないものとみなしてよいか。</p>	<p>A21 選挙運動に関する支出である。 消費税の納税義務者は消費税法第5条により事業者となっており、出納責任者が支払う租税等には当たらない。また、選挙運動に従事する者などに対して支給することができる実費弁償の額に定められた基準額に消費税分を上乗せして支給することもできない。</p>